

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 3 号

改正 平成28年 3 月24日規則第 4 号

平成30年 8 月 1 日規則第 4 号

平成31年 1 月10日規則第 1 号

平成31年 3 月19日規則第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 被保険者（第 2 条—第 10 条）

第 3 章 後期高齢者医療給付（第 11 条—第 24 条）

第 4 章 保険料（第 25 条—第 30 条）

第 5 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「施行規則」という。）及び群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 被保険者

（障害認定の申請）

第 2 条 施行規則第 8 条第 1 項の規定による申請は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、審査を行った結果、令別表に定める障害の状態にないことを確認したときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（資格の取得、変更又は喪失に関する届出）

第 3 条 施行規則第 10 条から第 12 条まで及び第 22 条から第 26 条までの規定による届出は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書により行うものとする。

（特別の事情に関する届出）

第 4 条 施行規則第 16 条及び第 73 条の規定による届出は、後期高齢者医療特別の事情

に関する届書により行うものとする。

(被保険者証の再交付申請)

第5条 施行規則第19条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療再交付申請書により行うものとする。

(被保険者証等の更新)

第6条 施行規則第20条第1項の規定による被保険者証の更新及び施行規則第21条の規定による被保険者資格証明書の更新は、原則として1年ごとに行う。

2 被保険者証及び被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)の更新時期は、毎年8月1日に行うものとし、その有効期限は翌年の7月31日とする。

3 広域連合長は、前2項の規定にかかわらず、次条の規定による検認によって被保険者証等の更新時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において、被保険者証等の有効期限は、当該被保険者証等に記載した期限とする。

(被保険者証等の検認)

第7条 施行規則第20条第1項の規定に基づく被保険者証及び施行規則第21条の規定に基づく被保険者資格証明書の検認は、広域連合長が必要があると認めたときに、その都度行うものとする。

2 前項の検認は、被保険者証等に検認印による表示をして行うものとする。

(被保険者証等の更新又は検認の手続)

第8条 広域連合長は、被保険者証等の更新又は検認を行おうとするときは、あらかじめ、その期日その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項の期日までに被保険者証等の提出ができない者は、その事由を記載した文書を指定された期日までに広域連合長に提出しなければならない。

(認定証明書の申請)

第9条 施行規則第26条の規定による転出の届出に際し、施行規則第8条第1項の規定による障害認定又は施行規則第62条第4項の規定による特定疾病認定の証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療認定証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療認定証明書を交付するものとする。

(負担区分等証明書の申請)

第10条 施行規則第26条の規定による転出の届出に際し、一部負担金の負担区分等に係る証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付するものとする。

(平 30 規則 4 ・ 一部改正)

第 3 章 後期高齢者医療給付

(基準収入額適用申請)

第 11 条 施行規則第 32 条の規定による申請は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理し、承認又は不承認を決定しなければならない。

3 前項の規定により不承認としたときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第 12 条 広域連合長は、法第 69 条第 1 項の規定により、被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「被保険者等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難な状態となり、被保険者が保険医療機関又は保険薬局に一部負担金（法第 84 条に規定する高額療養費又は法第 85 条に規定する高額介護合算療養費支給の対象となった場合は、一部負担金から高額療養費又は高額介護合算療養費を控除した負担額をいう。以下この条において同じ。）を支払うことが困難であると認めるときは、一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があること。

2 前項の規定により一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収の猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書に減免等を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、承認又は不承認を決定したときは、後期高齢者医療一部負担金減額（免除・徴収猶予）承認通知書又は後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により承認したときは、後期高齢者医療一部負担金減額証明書、後期高齢者医療一部負担金免除証明書又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書を交付するものとする。

5 第1項の規定により減免等を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(食事療養標準負担額差額の支給申請)

第13条 施行規則第37条第2項の規定による申請は、後期高齢者医療食事療養差額支給申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受領し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(生活療養標準負担額差額の支給申請)

第14条 施行規則第42条第2項の規定による申請は、後期高齢者医療生活療養差額支給申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受領し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第15条 施行規則第46条の規定による届出は、第三者行為傷病届により行うものとする。

(療養費の支給申請)

第16条 施行規則第47条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療療養費支給申請書により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる療養費の支給に関する申請については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方厚生局(支)長及び都道府県知事と受領委任の契約を締結しているはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて(平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知)に定める受領委任の取扱規定による。

(2) 地方厚生局(支)長及び都道府県知事と受領委任の契約を締結している柔道整復師の施術に係る療養費の支給 柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発第0524号第2号厚生労働省保険局長通知)に定める協定書又は受領委任の取扱規定による。

2 海外において診療を受けたときの療養費の支給を受けようとするときは、診療内容明細書及び領収明細書を提出しなければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平成31規則2・一部改正)

(特別療養費及び移送費の支給申請)

第17条 施行規則第54条第1項及び施行規則第60条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療療養費支給申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(特定疾病の認定申請)

第18条 施行規則第62条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請を不承認としたときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(限度額適用の認定申請)

第18条の2 施行規則第66条の2第1項の規定による申請は、後期高齢者医療限度額適用認定申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請を不承認としたときは、後期高齢者医療限度額適用認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平成30規則4・追加)

(限度額適用認定証の更新)

第18条の3 施行規則第66条の2第6項の規定による限度額適用認定証の更新は、1年ごとに行う。

2 限度額適用認定証の更新時期は、特別の事由がある場合を除き、毎年8月1日とする。

(平30規則4・追加)

(限度額適用・標準負担額減額の認定申請)

第19条 施行規則第67条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請を不承認としたときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平30規則4・一部改正)

(限度額適用・標準負担額減額認定証の更新)

第20条 施行規則第67条第6項の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の更

新は、1年ごとに行う。

- 2 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期は、特別の事由がある場合を除き、毎年8月1日とする。

(特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請)

第21条 施行規則第62条第8項、施行規則第66条の2第6項及び施行規則第67条第6項の規定による申請は、後期高齢者医療再交付申請書により行うものとする。

(平30規則4・一部改正)

(高額療養費の支給申請)

第22条 施行規則第70条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(高額療養費(外来年間合算)の支給申請)

第22条の2 施行規則第70条の2第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額療養費(外来年間合算)支給申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平31規則1・追加)

(高額介護合算療養費の支給申請)

第23条 施行規則第71条の9第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額介護合算療養費支給申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(葬祭費の支給申請)

第24条 葬祭を行う者が、条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により葬祭を行う者に通知するものとする。

第4章 保険料

(保険料の額の通知)

第25条 条例第16条の規定による保険料の額の通知は、後期高齢者医療保険料額決定通知書又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書により行うものとする。

(保険料の徴収猶予の申請等)

第26条 条例第17条の規定による徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、内容を審査し、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(徴収猶予理由の消滅の申告)

第27条 条例第17条第3項の規定による申告は、後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅届出書により行うものとする。

(平28規則4・一部改正)

(保険料の徴収猶予の取消)

第28条 広域連合長は、徴収猶予の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収猶予の承認を取り消すことができる。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により、徴収猶予することが不相当であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正手段により徴収猶予の承認を受けたとき。

2 広域連合長は、前項の規定による徴収猶予の承認を取り消したときは、速やかに後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書により当該徴収猶予の承認を受けていた者に通知するものとする。

(保険料の減免)

第29条 条例第18条に規定する減免については、広域連合長が別に定める。

(保険料に関する申告)

第30条 条例第19条の規定による保険料に関する申告は、後期高齢者医療簡易申告書により行うものとする。

第5章 雑則

(書類の様式)

第31条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書(第2条・第3条関係)

(2) 後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(第2条関係)

(3) 後期高齢者医療特別の事情に関する届書(第4条関係)

(4) 後期高齢者医療再交付申請書(第5条・第21条関係)

(5) 後期高齢者医療認定証明書交付申請書(第9条関係)

(6) 後期高齢者医療認定証明書(第9条関係)

- (7) 後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書 (第10条関係)
- (8) 後期高齢者医療負担区分等証明書 (第10条関係)
- (9) 後期高齢者医療基準収入額適用申請書 (第11条関係)
- (10) 後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書 (第11条関係)
- (11) 後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書 (第12条関係)
- (12) 後期高齢者医療一部負担金減額 (免除・徴収猶予) 承認通知書 (第12条関係)
- (13) 後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書 (第12条関係)
- (14) 後期高齢者医療一部負担金減額証明書 (第12条関係)
- (15) 後期高齢者医療一部負担金免除証明書 (第12条関係)
- (16) 後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書 (第12条関係)
- (17) 後期高齢者医療食事療養差額支給申請書 (第13条関係)
- (18) 後期高齢者医療給付支給決定通知書 (第13条・第14条・第16条・第17条・第22条・第23条・第24条関係)
- (19) 後期高齢者医療給付支給申請却下通知書 (第13条・第14条・第16条・第17条・第22条・第23条・第24条関係)
- (20) 後期高齢者医療生活療養差額支給申請書 (第14条関係)
- (21) 第三者行為傷病届 (第15条関係)
- (22) 後期高齢者医療療養費支給申請書 (第16条・第17条関係)
- (23) 診療内容明細書 (第16条関係)
- (24) 領収明細書 (第16条関係)
- (25) 後期高齢者医療特定疾病認定申請書 (第18条関係)
- (26) 後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書 (第18条関係)
- (26の2) 後期高齢者医療限度額適用認定申請書 (第18条の2関係)
- (26の3) 後期高齢者医療限度額適用認定申請却下通知書 (第18条の2関係)
- (27) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (第19条関係)
- (28) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書 (第19条関係)
- (29) 後期高齢者医療高額療養費支給申請書 (第22条関係)
- (29の2) 後期高齢者医療高額療養費 (外来年間合算) 支給申請書 (第22条の2関係)
- (30) 後期高齢者医療高額介護合算療養費支給申請書 (第23条関係)
- (31) 後期高齢者医療葬祭費支給申請書 (第24条関係)
- (32) 後期高齢者医療保険料額決定通知書 (第25条関係)
- (33) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 (第25条関係)
- (34) 後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書 (第26条関係)

- (35) 後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書（第26条関係）
- (36) 後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅届出書（第27条関係）
- (37) 後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（第28条関係）
- (38) 後期高齢者医療簡易申告書（第30条関係）

（平 31 規則 1 ・追加）

（その他）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。